

村西 良太

高等司法研究科・准教授

[研究]

2つのテーマを軸に、研究活動を遂行した。1つは議会制における行政統制機能の意義と課題について、もう1つは行政立法の憲法上の限界についてである。

前者に関しては、日本における野党の脆弱ぶりを念頭に置きつつ、とりわけ議院内閣制下における議会による行政統制はいかに実現されるべきかを追究した。大連立政権に伴う野党勢力極小化と向き合うドイツの判例・学説を調査・分析したうえで、日本への示唆を探った。後者に関しては、いわゆる「独立命令」(先行法律を前提としない行政府による立法)の許否を考察した。かような独立命令を違憲とする結論は学界において広く見解の一致がみられるものの、そうした結論へと至る理論構成は必ずしも明確とはいえないことを論じた。

[教育]

法学部において憲法演習(4単位)、フレッシュマンセミナー(2単位)、憲法2(4単位)、そして大学院高等司法研究科において憲法基礎2(2単位)を担当した。

なかでも精力を注いだのは、法学部3・4年生を対象とする少人数セミナー「憲法演習」である。春～夏学期には「表現を受け取る自由」、秋～冬学期には「政教分離と天皇制」を統一テーマに掲げて、関連する判決や論文を資料として配布し、その研究報告をゼミ生に課すこととした。ゼミ生たちが一通り議論を終えたところで、教員がさらなる疑問を提起し、その場で解明に至らなかった論点については報告者に再度研究報告を求めた。かように同一の判決あるいは論点について再度の調査・報告を求めることによって、多人数かつ一方的な講義では伝えきれない深い洞察へとゼミ生たちを誘うことができたのではないかと思われる。

[管理運営]

全学においては人権問題委員会および動物実験委員会の委員をそれぞれ務めた。

部局内においてはアドミッション委員会の委員を務めた。

[社会貢献]

特になし。